

第1号議案

蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

一般社団法人蒲郡市観光協会に職員を派遣するため提案する。

蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 一般社団法人蒲郡市観光協会

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。